破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３１７号
釧路市桜ケ岡６丁目26番４号、開始決定時の住所釧路市桜ケ岡６丁目20番14号
破産者　坂本　直美（旧姓中村）
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２４８号
福岡市西区野方６丁目23番５―106号
破産者　尾上　里枝
１　決定年月日　平成24年９月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８６号
岩手県北上市川岸２丁目７番10号　プレステージ川岸Ｆ棟201号、前住所東京都板橋区高島平９丁目38番１―512号　ダイアパレスグランデ西台
破産者　後藤　　聡
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第７２号
仙台市泉区虹の丘２丁目４番地の16
破産者　森　　明彦
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６０２号
新潟市中央区山二ツ１丁目18番１号メゾンサカエ103号
破産者　大矢　玲子
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２３号
新潟県燕市吉田下中野932番地の１
破産者　五十嵐茂夫
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１１号
山梨県上野原市川合3557番地
破産者　久島　浪江
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１５号
京都府城陽市奈島芝新田79番地の８
破産者　上田　　進
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１６号
京都府城陽市奈島芝新田79番地の８
破産者　上田　照子
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
兵庫県姫路市東今宿３丁目２番34―603号　クリーンピア東今宿、開始決定時の住所兵庫県姫路市書写2531番地６
破産者　河村　國昭
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３７７号
広島市南区宇品御幸３丁目５番11―201号、開始決定時の住所広島県安芸郡海田町東２丁目５番39―８号
破産者　大須賀四郎
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０３号
広島県福山市曙町２丁目15番37―２号　１、旧住所広島県福山市引野町南２丁目１番10号
破産者　佃　勢津子（旧姓三宅）
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２０９１号
福岡県朝倉郡筑前町依井421―12、前住所福岡県太宰府市大佐野４丁目18番14号
破産者　香川　弘美
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８３２号
福岡市西区今宿東１丁目12番４号、前住所福岡市西区愛宕浜２丁目２番１―1002号
破産者　渕上　公也
１　決定年月日　平成24年９月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９０号
群馬県桐生市東久方町２丁目３番37号、申立時の住所群馬県太田市新島町780番地５
破産者　池嶋　栄治
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１３９５号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目14番15号
破産者　梅木キヨ子
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９２０号
神奈川県海老名市下今泉１丁目10番57号
破産者　佐藤　浩章
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９５４号
神奈川県足柄下郡真鶴町岩121番地２、開始決定時の住所横浜市南区井土ケ谷上町３番18号
破産者　長井　延行
１　決定年月日　平成24年９月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部